



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 明 星 電 気 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 上澤 信彦
コード番号 6709 (東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役 小谷 雅博
(TEL 03-3814-5116)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 98 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定（変更案第 43 条）を新設するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 1 条～第 6 条 (条文省略) <u>(自己の株式の取得)</u> 第 7 条 当社は会社法第 165 条第 2 項の 規定により、取締役会の決議によって市 場取引等により自己の株式を取得する ことができる。 第 8 条～第 43 条 (条文省略)	第 1 条～第 6 条 (現行どおり) (削除) 第 7 条～第 42 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第45条 (条文省略)	第45条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 28 日 (火)	(予定)
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 28 日 (火)	(予定)

以上